

糸魚川市立中学校部活動の地域移行に係る検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 糸魚川市立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の地域移行において、中学校の部活動の地域移行の在り方等を総合的に検討することを目的に、糸魚川市立中学校部活動の地域移行に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について総合的に検討する。

- (1) 中学校の部活動の段階的な地域移行の取組に関する事。
- (2) 指導者の確保と受皿体制の整備に関する事。
- (3) 地域クラブ活動の運営組織の設置に関する事。
- (4) 地域クラブ活動に必要となる環境（施設・交通手段等）の整備に関する事。
- (5) その他部活動の地域移行に関し必要な事項に関する事。

2 委員会の検討結果は、委員長が取りまとめ、教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 部活動等に見識を有する者
- (2) 糸魚川市スポーツ協会の代表者
- (3) 糸魚川市文化協会の代表者
- (4) 糸魚川市中学校長会の代表者
- (5) 糸魚川市小学校長会の代表者
- (6) 中学校体育連盟の代表者
- (7) 中学校文化部の代表者
- (8) 部活動指導員の代表者
- (9) 保護者の代表者
- (10) スポーツ関係団体の代表者
- (11) 文化関係団体の代表者

(12) その他教育委員会が必要と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、委員会にコーディネーターを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は教育長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

5 教育委員会は、部活動の地域移行の取組に関して協議する事項が発生した場合は、委員長に対して協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(部会の設置及び運営)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の一部について調査、審議等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 部会員は、委員会が推薦した者及び委員長が必要と認めた者をもって充てる。

3 部会員の任期は、当該部会員の委員の任期の末日までとし、再任を妨げない。

ただし、部会員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とす

る。

4 専門部会の事務局は、委員会の事務局が兼ねる。

5 専門部会の事務局は、専門部会での会議の経過及び結果を委員長に報告しなければならない。

(事務局及び庶務)

第8条 委員会の事務局は教育委員会事務局生涯学習課、こども教育課並びに文化振興課に置き、事務局が委員会の庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。